2013年6月18日
JPOPM24

JPNICにおける アドレスポリシー施行ステータス

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部・インターネット推進部　奥谷泉

一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

実装勧告を受けている提案一覧

JPOPM23以降検討中の実装勧告	
023-01　APNIC EC Endorseに関連したJP PDP の変更	JPOPM25までに対応予定
023-03　IPv6 のPI割り当てにおけるマルチホーム要件の撤廃 (prop-101 in APNIC)	6月末公示、7月30日末の施行に向けて調整中
023-04　IPv4アドレス移転におけるアドレス需要確認期間の変更(prop-104 in APNIC)	6月3日より施行開始
021-02　JPNICの移転ポリシーにおける移転先，移転元要件の変更	
021-03　RIR間アドレス移転提案 (prop-095 in APNIC)	
021-04　移転の際に，IPv4アドレス必要要件提示を必須とする提案 (prop-096 in APNIC)	

IPv4アドレス
移転関連

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

IPv4アドレス移転に関するポリシーの施行

- JPNICとRIRおよび他RIR間のIPv4アドレス移転を認めるポリシーを施行(021-02、021-03)
  - 移転相手のレジストリが、双方向の移転を認めるアドレスポリシーを施行していることが前提
  - 現時点での対象はAPNIC、ARIN
- 他レジストリとの移転においては、移転時のアドレスの効率利用の確認を行う要件を適用(021-04)
  - JPNIC管理下の事業者間の移転はこれまで通り効率利用の確認要件はない
- 需要の2年分まで認められることを明記（023-04）
  - この明記がないと需要の1年分までに制限

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

IPv4アドレス移転ポリシー改定の背景

- APNIC－ARIN地域間の移転が2012年6月開始
  - 最もIPv4アドレス在庫の多いARIN地域との移転を認める要望がJPでも表明され、他レジストリとの移転を認める提案がJPOPMでコンセンサス
- ARIN地域との移転要件として、移転時のアドレスの効率利用要件を適用していることが求められる
  - APNICではARIN地域との移転のため、2011年11月より要件を変更：移転アドレスの効率利用確認を開始
- アドレスの効率利用確認において需要が認められる期間が明確に定義されていなかった
  - 割り振り時の承認期間に従うと1年
  - ARIN地域で認められている2年よりも短い

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

変更点のまとめ

これまで	6月3日のポリシー改定施行後
対象はJPNIC管理下の事業者間の移転に限定	RIRおよび他NIR管理下の事業者との移転も可能
移転サイズは当事者間の判断に委ね、JPNICは関与しない	他レジストリとの移転においては、移転時のアドレスの効率利用確認を行う要件を適用 （JPNIC管理下の事業者間の移転については従来通り、JPNICは移転サイズの判断に関与しない）
移転時の利用確認において、需要が認められる期間の明記がなく、割り振りにおいては1年分の需要までを承認	他レジストリ管理下のアドレスを移転する場合、最大で2年分までの需要が移転可能サイズとして承認される

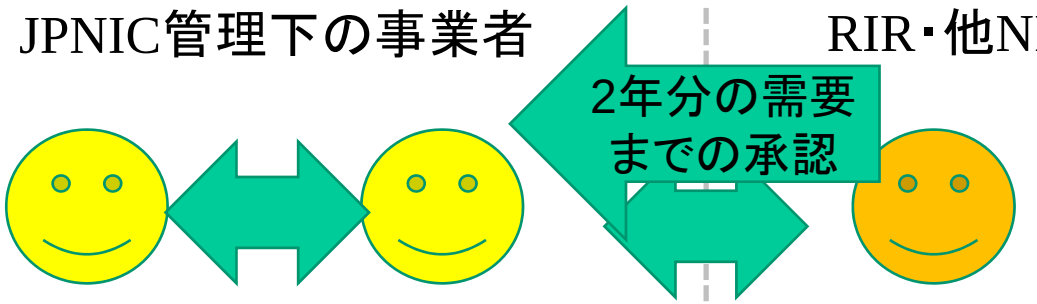

移転アドレスサイズの審議なし

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

JPNICのIPv4アドレス移転ポリシー対象者

JPNIC管理下の事業者:

- IPアドレス管理指定事業者
- 特注用途プロバイダ非依存アドレスの割り当て先
- 歴史的経緯を持つプロバイダ非依存アドレスの割り当て先

対象RIR	AfriNIC	APNIC	ARIN	LACNIC	RIPE NCC	ー
対象NIR	CNNIC	IDNIC	IRINN	KRNIC	TWNIC	VNNIC

各RIR・NIRが他レジストリとの移転を認めるアドレスポリシーを施行した段階で、JPNIC管理下の事業者との移転も可能となる。

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

IPv6におけるPI割り当ての対象拡張

- IPv6のPI割り当てが認められる対象を、これまでの対象者に限定しない
  - これまでの対象者はクリティカルインフラストラクチャ、IX、マルチホームネットワーク
- JPNICに対して必要性が証明できればIPv6のPI割り当てを認める
  - 認められる例：
    - ネットワークの規模または複雑さにより、リナンバを行うことが運用上現実的ではない
    - リナンバを行うことにより、医療または公共面で重要な性質をもつサービスに影響を及ぼす可能性がある…等

Copyright © 2013 Japan Network Information Center

IPv6におけるPI割り当て対象の拡張に伴う変更点のまとめ

これまで	7月30日のポリシー改定施行後
対象はクリティカルインフラ、IXP、マルチホームに対象を限定	JPNICに必要性が証明できれば左記に該当しなくともIPv6のPI割り当てを受けることが可能 (認められる例は「IPv6割り振り/割り当て申請のためのJPNICガイドライン」に反映し、公開予定)

2013年6月末の文書公示に向けて調整中

Copyright © 2013 Japan Network Information Center